

介護支援専門員の更新研修と介護支援専門員の資格の更新について

平成 30 年 1 月
広島県医療介護計画課

1 更新制度の概要

介護保険法第 69 条の 8 の規定により、介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する必要があり、有効期間を更新する際は、更新研修（又はそれに相当するものとして厚生労働省令で定める研修）を受けることが義務付けられています。

介護保険法第 7 条第 5 項の規定により、介護支援専門員の業務に従事するには、介護支援専門員証が必要です。なお、介護保険法第 69 条の 39 第 3 項の規定により、介護支援専門員の証の有効期間が過ぎた後、介護支援専門員の業務を行った場合は、介護支援専門員としての登録が消除され、その後 5 年間は、介護支援専門員の業務に従事できなくなります。

2 介護支援専門員研修の見直しについて

介護支援専門員の資質の向上を目的に平成 28 年度から介護支援専門員の研修が見直され、研修の内容及び研修時間が拡充されました。このため、これまで年 2 回実施していた更新研修は、平成 28 年度以降は年 1 回の実施となっています。

3 平成 30 年度更新研修受講対象者

平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までに、介護支援専門員証の有効期間満了日（有効期限）が到来する人が対象です。

4 介護支援専門員証の有効期間

介護保険法第 69 条の 7 第 3 項の規定により、介護支援専門員証の有効期間は、5 年と定められています。

5 更新研修について

区 分		研修時間
実務経験者の更新研修 ※1※2	更新研修Ⅰ	56 時間
	更新研修Ⅱ	32 時間
実務未経験者の更新研修 ※3		54 時間
主任介護支援専門員の更新研修 ※4		46 時間

※1 初回の更新では、更新（専門）研修Ⅰ及び更新（専門）研修Ⅱを受講します。2 回目以降の更新では、更新（専門）研修Ⅱのみを受講します。

※2 初回の更新の際に、実務未経験者に対する更新研修を受講し、2 回目の更新研修を実務経験者として受講する場合は、更新（専門）研修Ⅰ及び更新（専門）研修Ⅱを両方受講します。

※3 2 回目以降の更新の方で、直近の更新後（更新前の有効期間満了日以降）に実務にまったく就かなかった場合は、実務未経験者に対する更新研修を受講します。

※4 主任介護支援専門員の方は、介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した場合、介護支援専門員更新研修が免除されます。

6 更新研修の受講免除について

(1) 実務経験者の場合

平成 26～29 年度中に専門研修（課程 I 又は課程 II）を修了した場合は、更新研修（課程 I 又は課程 II）が免除されます。更新申請の際には、専門研修（課程 I 又は課程 II）修了証明書の写しが必要となります。

(2) 主任介護支援専門員の場合

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した場合は、介護支援専門員更新研修が免除されます。更新申請の際には、主任更新研修修了証明書の写しが必要となります。

当該修了者の介護支援専門員証については、原則、主任介護支援専門員の有効期間に置き換えて交付されます。

なお、主任介護支援専門員更新研修には一定の要件がありますので、更新研修の受講を希望する場合は県ホームページ等で詳細をご確認ください。

修了した研修の年度と種別		受講免除となる研修
平成 26～29 年度	専門研修課程 I	更新研修 I
	専門研修課程 II	更新研修 II
平成 28～29 年度	主任介護支援専門員更新研修	更新研修 I・II・未経験

7 参考

(1) 平成 30 年度更新研修等の年間スケジュール【予定】（※変更する場合があります。）

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実務経験者	更新 I (専門 I)		←	→									
	更新 II (専門 II)					←	→						
実務未経験者に対する更新研修			←	→									
再研修			←	→									
主任介護支援専門員更新研修										←	→		

(2) 介護支援専門員研修の体系（平成 28 年度から）

